

# 枚方市の地下水採取の規制

## <枚方市公害防止条例の全面改正について>

枚方市公害防止条例が全面改正され、地下水の規制が全面的に見直されました。

平成26年4月より、新しい地下水の採取規制が始まります。

これまで全面的に禁止してきました地下水採取の規制を見直し、基本的に地下水を採取することができるようになりました。

新しい制度では、動力を用いて地下水を採取する揚水施設を設置しようとする場合は、事前に届出が必要です。また、設置しようとする揚水施設は、揚水施設に係る構造上の基準を遵守しなければなりません。（農業や修景、非常用、地下水汚染対策の専用の揚水施設は、構造上の基準の適用を受けません。）

なお、新しい制度においても、地盤沈下の防止のために、引き続き、地下水の採取量の削減に努めていただく必要があります。また、地盤の沈下が確認された場合は、地下水の採取量の削減や揚水施設の一時停止を求めることがあります。

### 主な改正点

項目	新市条例	旧市条例
採取規制	規制基準に適合した揚水施設による地下水の採取は可能	地下水の採取は全面的に禁止 (一部、水道がない地域などは許可)
揚水施設の設置・変更	届出制	許可制 (一部の用途に限定)
規制基準	揚水施設に係る構造上の基準	—
届出等対象者	一定規模以上の揚水機を用いる地下水の採取者	「工場等」において地下水を採取する者
測定項目	地下水の採取量と地下水位	地下水の採取量のみ

### 旧市条例から引き継がれ、変わらない主な事項

1. 地下水の採取量の削減に努めること。
2. 地下水の採取量などを記録し、市に報告すること。
3. 地盤沈下の防止のために、市長が地下水の採取量の削減勧告を行うこと。

## 『揚水施設』を設置する場合、事前に届出が必要。

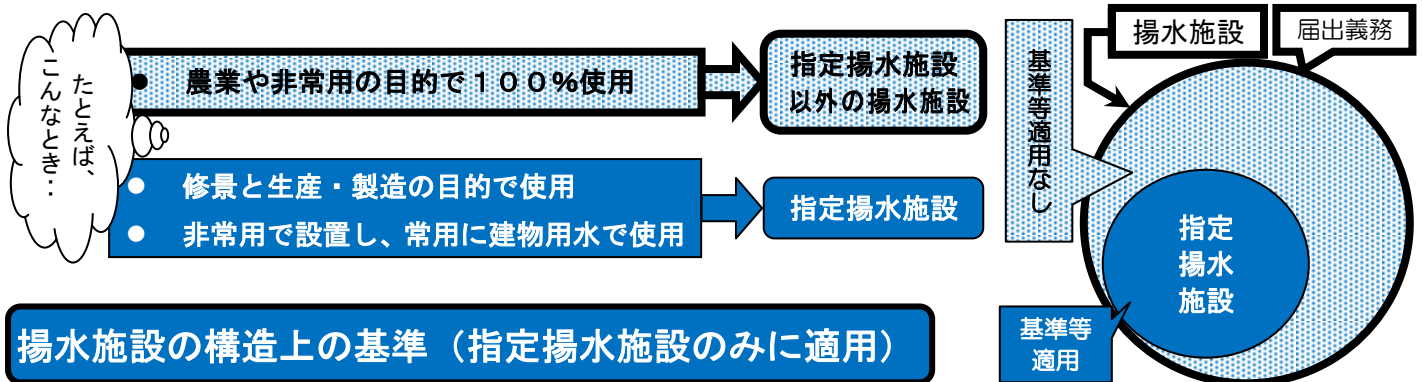
『揚水施設』とは、動力を用いて地下水を採取するための施設で、**揚水機（ポンプ）の吐出口の断面積が6 cm<sup>2</sup>を超えるもの。**

なお、ひとつのケーシング管にふたつ以上の揚水機が設置されている場合などは、各々の吐出口の断面積の合計が6 cm<sup>2</sup>を超えるものを対象とします。

## 『指定揚水施設』には、構造上の基準の遵守や測定義務などがあります。

『指定揚水施設』とは次の1～4の目的のみの使用以外で、地下水を採取する『揚水施設』のことをいいます。

1. 農業（お米や野菜など、農作物の耕作に使用）
2. 修景（池やせせらぎなどの水による景観の用途）
3. 非常用（災害などで水道水が供給されない場合に使用）
4. 地下水の水質の保全（現に地下水の汚染を確認し、地下水汚染の対策のために利用）



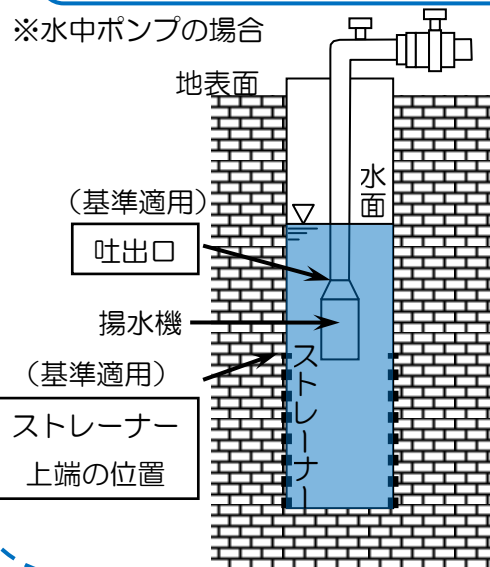
### 揚水施設の構造上の基準（指定揚水施設のみ適用）

地域の区分	西部地域	中部地域	東部地域
適用範囲	一般国道170号以西	一般国道170号以东 ~ 大阪府道交野久御山線以西	大阪府道交野久御山線以东
ストレーナー 上端の位置	地表面下180m以深	—	—
揚水機の吐出口 断面積	46 cm <sup>2</sup> 以下	55 cm <sup>2</sup> 以下	—

### 基準を適用する地域の区分



### 揚水施設の基準適用箇所



## 揚水施設に関する遵守事項について

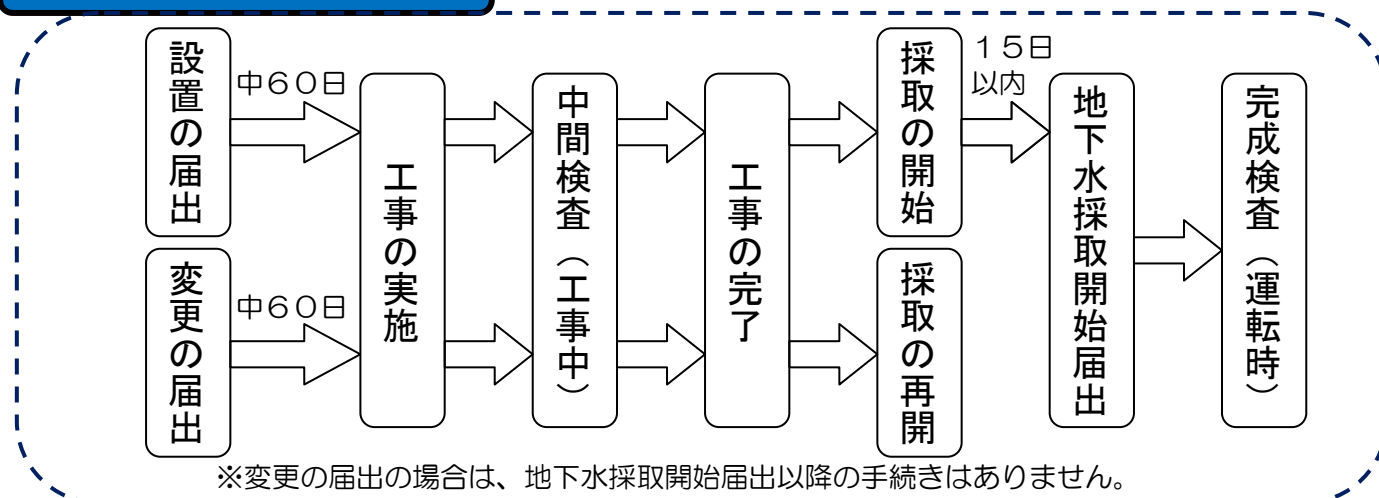
枚方市公害防止条例では、揚水施設の設置者が遵守すべき事項について、次のとおり定めています。

対応すべき事項	揚水施設	指定揚水施設	条例の根拠条項
揚水施設の設置・変更等の届出	○	○	18条、19条
揚水施設の構造上の基準の遵守	×	○	16条
採取量等の測定・記録・報告	×	○	25条
地下水の採取量の削減の責務	○	○	27条

## 揚水施設に関する主な届出等と提出期限

届出の名称	適用事項	提出期限
揚水施設設置届出書	揚水施設を新たに設置しようとするとき	設置の61日前まで
揚水施設変更（事前）届出書	ストレーナーの上端の位置と揚水機の吐出口の断面積を変更するとき	変更の61日前まで
	地下水の採取の目的を変更するとき	変更の30日前まで
地下水計画採取量変更届出書	地下水の計画採取量を増加するとき	変更の30日前まで
地下水採取開始届出書	揚水施設で地下水の採取を開始したとき	地下水の採取開始日から15日以内
揚水施設変更（事後）届出書	揚水機の出力と水量測定器などを変更したとき	変更後30日以内
揚水施設使用廃止届出書	揚水施設を廃止したとき	廃止後30日以内
地下水採取量等報告書	前年度の地下水の採取量・地下水位の測定結果を枚方市に毎年報告（指定揚水施設のみ）	毎年4月30日まで

## 届出と検査の手順について



構造上の基準の違反や設置届出等をしない場合、罰則が適用されることがあります。（以下、主なもの）

- 条例第17条による、構造上の基準に係る改善命令等に違反したとき
- 条例第18条及び条例第19条第1項の、設置及び変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- 条例第37条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は職員の検査を拒み、妨げ、忌避したとき

## 地下水の採取量と地下水位に関する測定・記録と枚方市への報告について (指定揚水施設のものに適用)

指定揚水施設の設置者は、次のとおり、水量測定器を設置して、地下水の採取量・地下水位を測定・記録し、枚方市に毎年1回、報告しなければなりません。

測定項目	測定日	測定頻度	設置すべき水量測定器
地下水採取量	毎月の初日	毎月1回	1. 実測型水道メーター 2. 接線流羽根車式水道メーター 3. 副管付水道メーター 4. 軸流羽根車式水道メーター 5. ベンチュリー管分流式水道メーター 6. ローター型水道メーター 7. 複合型水道メーター 8. 1～7のほか、これらと同等以上の性能を有する水量測定器
地下水位 (運転水位と静止水位)			
記録の方法	新市条例で定めた「地下水採取量等記録簿」に記録		
報告の方法	新市条例で定めた「地下水採取量等報告書」に、測定値を記録した「地下水採取量等記録簿」を添付して報告		
報告期間	毎年4月30日までに、前年の4月1日から3月31日までの測定記録を報告		

## 地下水の採取量の削減について (すべての揚水機の設置者が対象)

揚水機の吐出口の断面積の規模に関係なく、動力(ポンプ)を用いて地下水を採取する場合は、地盤沈下の発生を未然に防ぐために、水利用の合理化などにより、地下水の採取量の削減に努めなければなりません。

水利用の合理化方法(例)	具体的な内容
循環利用・再利用	冷却用水や洗浄排水などを、水質管理を行いながら、再び同一用途の用水として利用する。
カスケード使用	冷却用水や洗浄排水など、ある用途に使用した水を、そのままさらに別の用途で使用する。
中水の用水系統への導入	汚水の処理水などを、上質な水質を必要としないトイレ用水などの中水として再利用する。
手元制御弁の導入による節水	手元制御弁を導入して、無駄な放水を減らし、節水する。

地盤沈下の発生又はそのおそれがある場合、地下水の採取量の削減等の命令等を行うことがあります。

- 条例第28条により、地盤沈下の発生又はそのおそれがあるとき、市長が指定する区域に設置する指定揚水施設の設置者に対し、地下水の採取量の削減又は採取の一時停止を命ずることがあります。
- 条例第29条により、地盤沈下の発生又はそのおそれがあるとき、市長が指定する区域に設置する、すべての動力を用いて地下水を採取するための施設の設置者に対し、地下水の採取量の削減を勧告することがあります。

枚方市 環境部 環境指導課

枚方市役所分室 〒573-0026 枚方市朝日丘町2-17 Tel:050-7102-6014(直通)